

第4章 史跡の価値

1 史跡の本質的価値

小泉八雲旧居は、八雲が気に入り、生活し、ここから通勤し、文筆活動に専念した居宅であり、当時の場所に現存している唯一の遺跡である。

この居宅と庭は、第3章で記述したとおり、指定基準「八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類」および「九 外国及び外国人に関する遺跡」の2つの基準によって史跡に指定された。したがって、これらの基準に関わる重要な要素について、「本質的価値」として位置づける。史跡の保存活用のために必要な標識や説明板などの諸設備については、「その他」として位置付ける。

また、旧居の周辺地域および市内には、小泉八雲記念館など、松江市における八雲の顕彰活動拠点が複数あり、八雲会を中心に諸活動を行っている。また、塩見縄手地区一帯が城下町の風情を維持しており、指定建造物なども所在する。このことから、旧居の保存活用の歴史の中で積み重なった価値を「副次的価値」として位置付ける。

1) 史跡の本質的価値

① 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類としての本質的価値

○八雲が著作の中で記述した建物と庭の価値

- ・八雲にとって旧居の主屋の北西にある書斎は創作の場であり、庭は憩いの場であった。著作『知られぬ日本の面影』の「日本の庭」の中で、「私はすでに自分の住まいが、少々気に入りがすぎたようだ。…中略…庭に面した縁側の日陰にしゃがみこむ。こうした素朴な楽しみが…中略…一日の疲れを癒してくれる。」と記述するほどこの居宅を気に入り、日本人の自然観などをよく表すものとして、この居宅と庭について詳述した。
- ・現在、公開されている建物は庭の視点場としての役割ももっており、建物と庭は密接不可分な関係にある。
- ・建物だけでなく付随する庭が作品の対象となっている唯一の例で、「日本の庭」の中で言及されている庭の要素（地割、景石、樹木、池、生物など）によって構成された庭の景色のみならず、虫の音色なども色濃く現在まで残されている。

○八雲が住むことを希望した武家屋敷としての価値

- ・旧居は八雲が自ら住まうことを希望した旧武家屋敷である。持ち主の根岸家には幕末(元治元(1864)年)に前居住者から引継いだ屋敷図(家相図)が現存し、江戸期の貴重な武家屋敷遺構として復元や修理を経て現在に引き継がれている。なお、庭は根岸家の当主らによって明治時代のはじめに作庭されたものである。
- ・旧居は、松江藩における中級武士の武家屋敷として現存する唯一の遺構であり、全国的にみても旧宅の地割のみならず庭まで良好に維持されている稀有な例である。

② 外国及び外国人に関する遺跡としての本質的価値

○お雇い外国人である八雲に関する史跡としての価値

- ・旧居は、日本でお雇い外国人として松江・熊本・神戸・東京と居を移した八雲の松江時代の居宅であり、八雲の旧居としては、当時の場所に現存する唯一の居宅である。

- ・八雲は、お雇い外国人として多くの生徒に影響を与えた教育者である。松江での尋常中学校と師範学校の英語教師の経験後、熊本第五高等中学校、東京帝国大学、早稲田大学と教育現場で多くの学生を指導し、上田敏、大谷正信、西田幾多郎などの教え子を輩出した。旧居は、八雲が居住しながら勤務先を行き来した武家屋敷であり、「日本の庭」で詳述した屋敷の造りや供待部屋、塀などの建物配置や庭の作りは、八雲在住時のまま保存されている。

○日本文化を世界へ発信した八雲の創作拠点としての価値

- ・再話文学作家や英文学研究家、随筆家、小説家として多くの文学作品を生み出し、日本文化を国内外に発信した八雲は、多くの取材を通して民俗学的視点で作品を残した。それらの作品は、外国人だけでなく日本人が客観的に自身を知る上で欠かせない作品群である。旧居は、八雲がそれらの作品を創作するための基礎となる日本人の自然観などを理解し、その初期作品の創作した場所として重要な価値がある。
- ・八雲に怪談などの作品を紹介した妻セツの部屋は、八雲の東隣の部屋である。旧居は、この間取りも含めて八雲在住時のまま保存され、居室の配置からもセツと八雲の関係性を思い描くことができる。

2) 史跡の副次的価値

旧居の保存活用の歴史の中で積み重なった価値を副次的価値として、以下に記す。

① 隣接する記念館と一体となった八雲の顕彰活動

- ・八雲が住んだ屋敷の当主根岸干夫の長男磐井は、恩師でもある八雲に対する尊敬の念が強く、八雲の旧宅として、これを当時のまま保存することを決意し、一部改変された箇所を復元するなどしたのち一部を一般公開し、現在まで継承している。
- ・旧居の隣接地には昭和 9(1934)年に八雲の顕彰活動拠点である記念館が開館し、根岸家など様々な人々の努力によって現在まで継承されてきた。
- ・旧居と記念館の両施設が車の両輪のごとく連携し、営々と保存顕彰活動を続けている。

② 松江市における八雲調査研究・情報発信拠点としての機能

- ・旧居および記念館の指定管理者である八雲会は約 110 年前の大正 3(1914)年に創立（第一次八雲会）された組織で、八雲の研究・顕彰及び事蹟を文化資源として社会に活かすこと等を目的としており、関連書籍の編集・発行や、関連資料の収集・保存、周知・顕彰活動を行っている市民組織である。
- ・八雲に関する貴重な図書・資料を収集・保存する展示室である八雲資料室（松江市西津田 6 丁目 5-44 松江市立中央図書館内）において、書籍類などの動産類を保有し、記念館などで、八雲の顕彰および情報発信を行い、八雲会を中心に諸活動を行うことにより、旧居の保存顕彰に大きな役割を果たしている。
- ・松江市内の八雲ゆかりの地には、説明板が設置されるなど地域をあげた情報発信を行っている。

③ 保全された周辺環境

- ・旧居の南側には内堀を隔てて松江城、背後には赤山の緑地を控えた旧武家屋敷地という周辺環境が今も保全されている
- ・「日本の庭」の中に、屋敷地からお城山（松江城）のマツがわずかに見え、屋敷の背後には森

(赤山) が鬱蒼と高く茂っている様子が書かれているが、現在も当時の環境は受け継がれている。旧居から赤山への眺望・環境を維持するために、松江市は昭和 29(1954) 年度に北側の斜面地を含めた隣接地を保全地として取得している。

- ・旧宅を中心とする一画は松江を代表する江戸時代の伝統的な町並み・風情を伝えるため、伝統美観保存区域「塩見縄手地区（景観地区）」として景観の保全・修景が図られている。
- ・旧居および記念館を中心として武家屋敷（市指定文化財）などの文化観光施設が立ち並び、塩見縄手沿いの堀川は遊覧船の周遊ルートとなるなど、松江の個性と格式の高さを象徴する代表的な景観となっている。

2 構成要素の特定

1) 構成要素の定義

旧居を史跡という観点からみると、史跡指定地および周辺環境を構成する要素は 1 で示したように、以下の要素に区分できる。

① 本質的価値を構成する要素

八雲の著書に詳述された武家屋敷の建物や庭園など

② 史跡内のその他の要素

史跡標識や説明板、来訪者受付等管理施設のような保存活用のための施設と、史跡の保存や活用に直接関連しない施設など

③ 史跡等の周辺地域の環境を構成する要素（副次的価値を構成する要素）

史跡隣接地を含めた指定地外の環境および関連施設

これら旧居の指定地及び周辺地域にあって史跡の文化財的価値および八雲が見た景色を理解するためのもの、歴史的景観を構成するもの、文化財の保護・維持・活用に際して付加・整備された諸施設・設備などについては、旧居の構成要素と位置づけ、それぞれの価値に応じた保存管理・活用整備等に取り組む。

2) 構成要素の分類

旧居の構成要素は、大きく以下の 3 点に分類した。

【指定地内】

① 本質的価値を構成する要素

② 史跡内のその他の要素

【指定地外】

③ 史跡等の周辺地域の環境を構成する要素

① 本質的価値を構成する要素

旧居の本質的価値を理解・享受するために必要不可欠な主要な要素を「本質的価値を構成する要素」と位置づけ、法令等に基づき、文化財として厳密な保存管理を行う。

「本質的価値を構成する主たる要素」は、旧居の構成要素の中で、八雲の著作で表現された武家屋敷や庭を見て、八雲の世界を体感できるものであり、次のいずれかに該当するものとする。

- ・史跡の全体敷地・地割
- ・池、飛石、手水鉢、沓脱石、灯籠、鯢、景石、敷砂、苔類、花壇、竹穂垣、玉砂利、植栽などの庭園を構成する要素
- ・主屋、土蔵、塀、門、厩・供待部屋、開渠、井戸、祠、鳥居などの建物及び付随する要素
なお、八雲の著作に記述があり、現在は消失している要素についても、調査研究の結果、位置や形状などが判明した場合は、復元し適切な保存管理を行う必要があるため、同じ位置づけとする。

② 史跡内のその他の要素

史跡内に存在する要素のうち、本質的価値以外の諸要素を「史跡内のその他の要素」と位置づける。

具体的には、旧居の史跡標識などの保存施設や、公開のために必要な展示物、案内や受付、電気水道等のインフラ設備などの史跡の保存・維持・活用等に関連して後年に付加・整備された諸要素、または非公開部分に存在する植栽や、後年に付加した郵便受けや、据付スピーカーなどが挙げられる。

③ 史跡等の周辺地域の環境を構成する要素

指定地外にあって、史跡の歴史的景観と一体的に保全すべき諸要素、又は史跡の活用において一体的に改善・整備が望まれる諸要素を「史跡等の周辺地域の環境を構成する要素」と位置づける。

具体的には、記念館、北側保全地、八雲資料室、塩見畷旧武家屋敷遺構、田部美術館、公衆トイレなどが挙げられる。

本質的価値を構成する要素

諸要素区分		諸要素	八雲の著作で記述があり現存する要素	八雲の著作等で記述があり消失している要素
全体敷地	地形・地割	・屋敷地(主屋、土蔵、厩・供待) ・玄関前 ・庭園(南庭・西庭、北庭) ・北側(祠、鳥居、井戸、赤山がみえる) ・東側(キク畑、草むら等) ・屋敷を区切る塀・門	・屋敷地(主屋、土蔵、厩・供待) ・玄関前 ・庭園(南庭・西庭、北庭) ・北側(祠、鳥居、井戸、赤山がみえる) ・屋敷を区切る塀・門	・東側(キク畑、草むら等)

庭園	植栽	・中高木	・マツ5本 ・玄関のナンテン、テガシワ ・西縁側付近の赤ナンテン、ウメの古木 ・池の周辺の植栽(マツ、ツツジ)	・サクラ2本 ・真ん中の花壇のシトロンと白い実のナンテン、シトロンの近くのユズリハ
		・低木(刈込含む)		
		・草本(四季の草花)	・池縁側の植栽(スイレン、ハス、ショウブ)	・第3の庭のキク畑
		・地被、下草類	・コケ等、池の周辺の植栽(シダ、コケ)	・祠周辺の草・コケ
	景石	・景石(自然石等)	・景石等	
	石造物等景物	・石灯籠、手水鉢、その他石造物、鯉	・南西の庭の石灯籠、手水鉢、その他石造物、鯉	
	飛石、護岸等	・飛石	・飛石等	
	垣	・西の竹穂垣、池際の竹穂垣	・西の竹穂垣、池際の竹穂垣(3つの庭を分ける竹垣)	
	池	・池、池の縁のあちこちにある大きな目の平たい石	・池、池の縁のあちこちにある大きな目の平たい石	・島にある石灯籠、モモなど低木
	生物	・イモリ、マイマイ虫、カタツムリ、ヘビ、小さな魚、カエル4種、蜂、蚊等	・ヘビ、小さな魚、カラス、セミ、ハチ、カ等	・不明
	井戸	・井戸	・井戸	・井戸からの笕(かけい)
	祠	・祠、鳥居	・祠、鳥居	
	砂利	・玉砂利	・玉砂利	
	砂	・敷砂	・敷砂	・当時敷砂は荒島砂(「松江に於ける八雲の私生活」桑原羊次郎より)
建物	主屋	・間取り14室	・間取り14室	
	土蔵	・土蔵	・土蔵	
	厩・供待	・厩・供待	・厩・供待	
	塀・門	・塀、門	・塀、門	

史跡内のその他の要素

諸要素区分		員数	説明	設置年
保存施設				
保存施設	史跡標識	1基	(正面) 史蹟 小泉八雲舊居 (側面) 昭和十七年三月建設	昭和17年(1942)3月
	史跡境界標	4基	史蹟境界	昭和17年(1942)3月
	史跡説明板	無し		

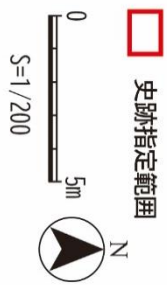
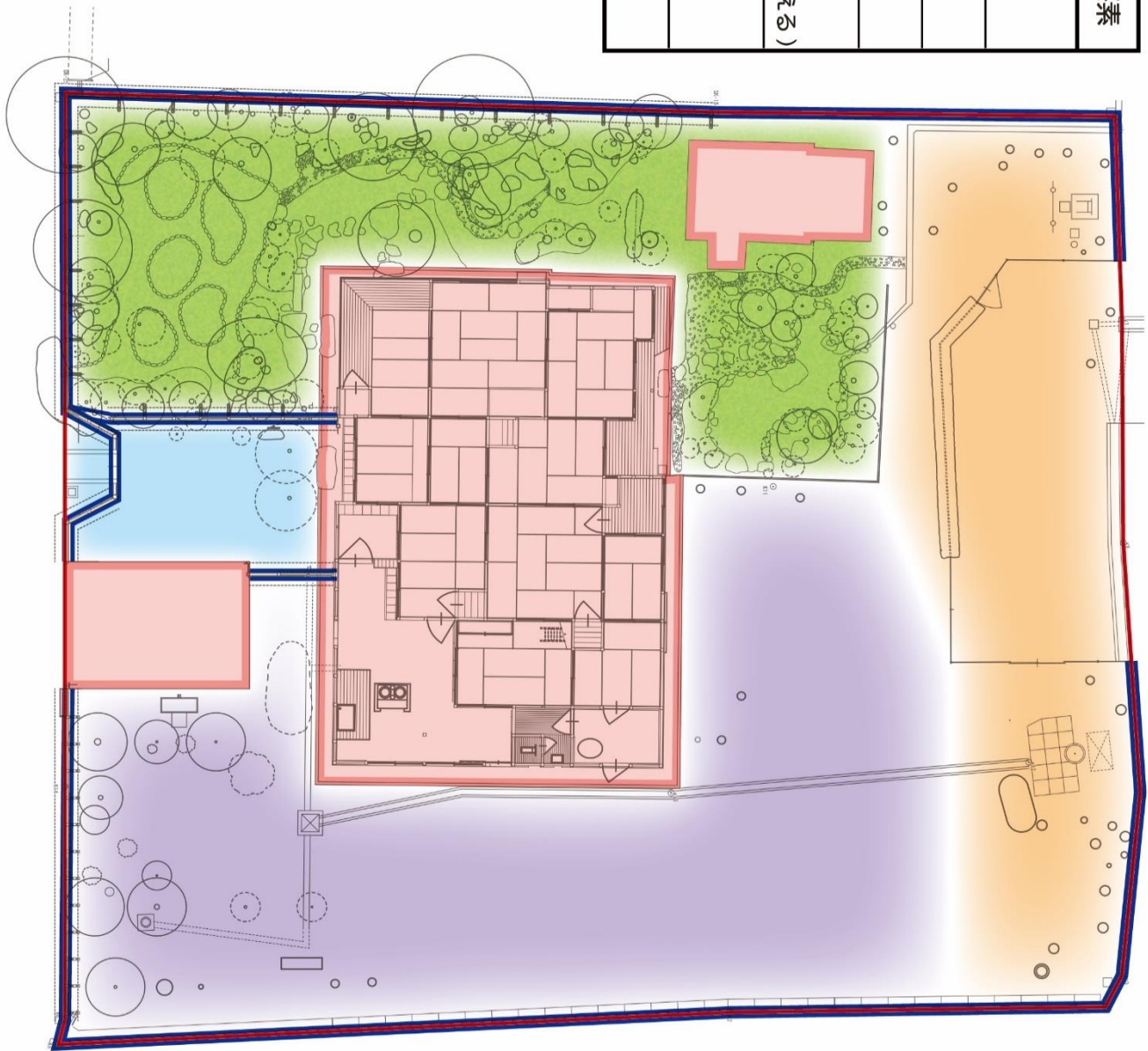
文化財保存活用施設				
案内・解説施設	説明板			
	案内板			
	注意板			
公開・活用施設	受付			
	棚		パンフレット、旧居関連書籍など設置	
	机		北側庭園の解説資料を設置	
	その他設置物		記念スタンプ、アンケートなど	
管理施設	垣		北側保全地境界竹垣等	
	給排水設備		水路、水道、ポンプなど	
	電気設備			
	消火設備		消火器・火災報知器・受信機	
	通信設備		通信機	
	塀・門		西塀の北側の防火壁	
公開・活用 (家具、パンフ等)	展示物		ハーン使用机(再現)、屏風、掛け軸、写真等	
	史跡説明 パンフレット		小泉八雲旧居(ヘルン旧居)しおり …日本語、英語、ハングル	
	関連マップ		へるんさんの松江まちあるきマップ (日本博関連事業)	

上記以外				
植栽	中高木			
	低木			
	生垣			
	句碑		高浜虚子の句	昭和35(1960)年
	工作物		電柱など	
後年の付加物			郵便受け、据付スピーカー、改造痕等	

史跡等の周辺地域の環境を構成する要素

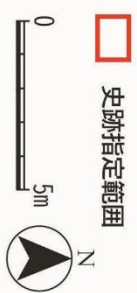
施 設 名		説 明	指 定 等	設置年等
周辺施設	小泉八雲記念館	八雲関連資料等	伝統美観保存区域(塩見縄手地区)	昭和9(1934)年
	北側保全地	旧居の北側隣接地に所在	伝統美観保存区域(塩見縄手地区)	昭和29(1954)年取得
	八雲資料室	八雲関連資料等、松江市立図書館内		
	塩見畷旧武家屋敷遺構	旧武家屋敷長屋門・堀	伝統美観保存区域(塩見縄手地区)、昭和28(1953)年市指定建造物	
	武家屋敷	旧居側塩見縄手通りに所在	伝統美観保存区域(塩見縄手地区)、昭和45(1970)年市指定建造物	
	公衆トイレ	旧居前土産物店側に所在	伝統美観保存区域(塩見縄手地区)	
	土産店等	旧居前に所在	伝統美観保存区域(塩見縄手地区)	
	飲食店	八雲庵(剣術指南役 大石源内屋敷跡)	伝統美観保存区域(塩見縄手地区)	
	民家	旧居側塩見縄手通りに所在	伝統美観保存区域(塩見縄手地区)	
	電話ボックス	旧居前土産物店側に所在	伝統美観保存区域(塩見縄手地区)	

本質的価値を構成する要素	
■	屋敷地 (旧来のもの →主屋、土蔵、厩)
■	玄関
■	庭園 (南・西庭、北庭)
■	北側 (八雲の文章 →祠、井戸、赤山が見える)
■	東側 (八雲の文章 →かつて畑等?)
□	屋敷を区切る堀・門

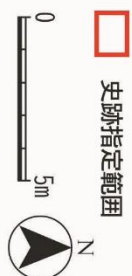


本質的価値を構成する要素

中高木
低木
地被、下草類
景石
石造物等景物
飛石、延石、護岸等 石敷園路、護岸等
庭園工作物（垣類）
池
砂利
砂
建物
塀・門
主屋、土蔵、厩・供待



史跡内のその他の要素	
■ 史跡境界標	保存施設
■ 史跡標識	保存施設
■ 案内板	案内・解説施設
★ 注意板	案内・解説施設
■ 受付・棚・机 (しおり等設置)	案内・解説施設
■ その他設置物	案内・解説施設
■ 垣類 (竹垣等)	公園活用施設
■ 給排水設備 (水路、水道等)	公園活用施設
■ 塀・門	公園活用施設
▲ 火災報知器 (点線：屋根裏設置)	管理施設
■ 火災報知受信機	管理施設
● 消火器	管理施設
■ 通信機	管理施設
■ 展示物 (ハーン使用机 (再現) 屏風、掛け軸等)	公開活用
● 中高木	植栽
● 低木	植栽
■ 生垣	植栽
■ 句碑	植栽
■ 工作物	植栽
上記以外	



●本質的価値を構成する要素【全体敷地・建物】

		
主屋外観(玄関より)	主屋内観	主屋2階
		
土蔵(南面)	土蔵(正面)	厩
		
玄関	庭園(南・西庭)	庭園(北庭)
		
祠	井戸	敷地東側
		
門・塀(玄関)	塀(敷地内より)	塀(敷地外より)

●本質的価値を構成する要素【庭園】（※…主景木及び日本の庭にて掲載木）

		
ウメ(西庭)※	マツ(北庭)※	ヤツデ(玄関前)※
		
ナンテン(南庭)※	サツキ(南庭、刈込)	南庭花壇
		
景石	景石	石造物等景物(石灯籠他)
		
石造物等景物(鯰)	石造物等景物(手水鉢)	飛石
		
護岸・池	竹垣	竹垣

●史跡内のその他の要素【保存施設・文化財保存活用施設】

		
史跡標識	史跡境界標(北西)	史跡境界標(北東)
		
史跡境界標(南西)	史跡境界標(南東)	説明板(正面玄関)
		
説明板(母屋内)	説明板(母屋内)	案内板(敷地外)
		
案内板(敷地外)	注意板	受付
		
棚	机・北側庭園解説資料など	アンケート用紙・回収箱

●史跡内のその他の要素【文化財保存活用施設】

		
竹垣・生垣(敷地北側)	竹垣・門	水路(敷地東側)
		
水路(敷地北側)	集水樹・水路(敷地北側)	水路(土蔵裏)
		
水道(厩前)	水道(主屋北)	消火器
		
消火器	火災報知器受信機	火災報知器
		
通信機	堀(北西側)	堀(東側)

●史跡内のその他の要素【文化財保存活用施設、その他】

		
ハーン使用机(再現)	屏風、掛け軸など	小泉八雲旧居(ヘルン旧居)しおり
		
据付スピーカー	郵便受け	金具(改造痕)
		
植栽(敷地北東側)	植栽(敷地東側)	植栽(敷地北側)
		
植栽(敷地北側)	植栽(祠付近)	句碑(高浜虚子の句)
		
電柱	工作物	工作物

●史跡等の周辺地域の環境を構成する要素

		
史跡外景観(西)	史跡外景観(東)	公衆トイレ、土産店
		
小泉八雲記念館	小泉八雲記念館	小泉八雲記念館
		
八雲資料室	八雲資料室	小泉八雲説明板(月照寺)
		
北側保全地	北側保全地	公衆電話